

議案第 88 号

墨田区家庭センターの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 11 月 26 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区家庭センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、墨田区家庭センターの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
墨田区家庭センター	東京都墨田区京島一丁目 38 番 1 号 一般財団法人墨田まちづくり公社 理事長 山崎 昇	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

墨田区家庭センターの指定管理者を指定する必要がある。